

2 地理歴史・公民（1）

国際的な資質の持ち主の育成

☆社会的事象の地理的な見方・考え方

平成28年12月に中央教育審議会がまとめた「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「答申」という。）では、社会的事象の地理的な見方・考え方として、「社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること。」（別添3-5）としています。

☆社会的事象の歴史的な見方・考え方

答申では、社会的事象の歴史的な見方・考え方として、「社会的事象を、時期や推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。」（別添3-5）としています。

学習指導要領では地理歴史科の目標は次のようになっています。

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。

国際的な相互依存が進むグローバル化の流れの中で、「自ら」が国際社会の形成者であること、平和で民主的な国家・社会を維持・発展させることについての「日本国民」として必要な自覚と資質を養うことが高等学校の地理歴史科には求められています。

資料・情報の活用と作業的・体験的学習

学習指導要領では、情報の活用と作業的、体験的な学習が、自ら考え正しく判断出来る力を育成するという観点から求められています。具体的には日本史・世界史では「年表、地図その他の資料」の積極的な活用や「(地域の)文化遺産、博物館や資料館の調査、見学」、地理では「地図の読図や作図など(地理A)」、「地球儀や地図の活用、観察や調査、統計、画像、文献などの地理情報の収集、選択、処理、諸資料の地理情報化や地図化(地理B)」等が示されています。

言語活動の充実

学習指導要領では言語に関する能力を高めていくことが求められています。地理歴史科においても教科の特質に応じて言語活動の充実を図りましょう。

例えば、世界史や日本史では、生徒に主題を設定させ、資料を活用して探求し、その成果を論述したりするなどの学習活動を積極的に取り入れましょう。また、地理では、地図を活用して事象を説明したり、論述したり、討論したりするなどの活動を考えていきましょう。

★資料・情報活用も言語活動の充実も、年間や単元指導計画の中で意図的・計画的に組み込む事が重要となります。「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、ねらいを明確にした授業を心掛けて下さい。

公民科の目標

公民科の目標は、「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」です。

「公民としての資質」とは、教育基本法第1条にある「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」であり、国民として備えるべき資質です。このように、公民科の目標は、「教育の目的」（教育基本法第1条）を実現することなので、公民科の教員として、重要な責務があることを、改めて自覚しましょう。

公民科の学習領域

生徒は、中学校でも公民的分野を学習していますが、中学校社会の目標には「人間としての在り方生き方」という言葉がありません。これに関わる学習領域については、高等学校の公民科で初めて学習するということを理解しておきましょう。

公民科の三つの科目がそれぞれ扱う学習領域を確認しておきます。政治・経済は、現代の政治、経済、国際関係の動向などの社会科学の領域について扱いますが、倫理は、青年期の課題について研究した諸学問や哲学、宗教などの人文科学の領域を主に扱います。現代社会は、社会科学の領域と人文科学の領域の両方を扱うので、教材の精選がたいへん重要になります。

道徳教育と公民科

「学習指導要領解説 総則編」には「道徳教育は、豊かな心を持ち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動」とあります。「現代社会」及び「倫理」の目標には「人間としての在り方生き方」を掲げており、公民科は道徳教育の中核的な指導の場面として重視されています。

生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観や世界観・価値観を形成し主体性をもって生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深めるための指導が必要となります。

次期学習指導要領の改訂で、公民科の共通必修科目として「公共」が設置されます。中教審答申によると、「公共」は三つの大項目から構成されていますが、その二つ目の項目は、「自立した主体として国家・社会の形成に参画し、他者と協働するために」となっており、さらに中項目として、ア 政治的主体となる私たち、イ 経済的主体となる私たち、ウ 法的主体となる私たち、エ 様々な情報の発信・受信主体となる私たち、とあります。これは神奈川県が平成23年度より実施しているシチズンシップ教育における4本柱（①政治参加教育、②司法参加教育、③消費者教育、④道徳教育）に関連している部分があります。こちらも是非参考にしてください。

参考資料：神奈川県 2011「シチズンシップ教育指導用参考資料」
神奈川県立総合教育センター2012「かながわのシチズンシップ教育ガイドブック」

☆教育基本法第1条

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

☆人間と社会の在り方についての見方・考え方

中教審答申では、人間と社会の在り方についての見方・考え方として、「社会的事象等を、倫理、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築や人間としての在り方生き方についての自覚を深めることに向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。」（別添3-5）としています。